

## 令和7年度 社会福祉法人ささの会本部 事業計画

社会福祉法人ささの会は、社会福祉法の定める経営の原則に基づき、常に利用者主体のサービスの創出と提供に努め、その人の望む自立した暮らしを目指して支援することを基本理念とし、その目的を達成するため、次に掲げる事業の経営を行う。

### 第一種社会福祉事業

(イ) 障害者支援施設

### 第二種社会福祉事業

(イ) 障害福祉サービス事業

(ロ) 一般相談支援事業

(ハ) 特定相談支援事業

(ニ) 児童相談支援事業

(ホ) 移動支援事業

(ヘ) 生活困窮者に対する相談支援事業

### 公益事業

(イ) 日中一時支援事業

(ロ) 福祉有償運送

(ハ) 障害者相談支援事業

令和6年度は障害者総合支援法の報酬改定が実施されたが、大きな混乱はなく、柔軟かつ適切に対応することができた。

人事面では、管理職を含んだ異動と組織の刷新を行ったことで、潜在化していた課題への気づきと改善にもつながり、法人の視野も広がった。令和7年度も人材育成や組織の強化を目的としたジョブローテーションを実施していく。

職員採用に関しては、当初の予定を大きく超えて、新卒職員、中途採用職員の採用ができた。厳しい人材難の中、さらなる人材確保のために受け皿を広く構え、多様な働き方を目指した組織や業務の点検を行う。特に中途採用職員は多様な経験や経歴を有効に活かせる働き方を創出していきたい。

法人理念を具現化する人材育成の道筋を明確にするという目的のもと、キャリアパス改定に合わせた新人事制度の導入を実施する。月2回、管理職を中心にコンサルテーション業者を交えた協議を進め、令和7年度から段階を経て実施する予定である。

「ささの会経営戦略(2024~2033)」の中に位置付けたキャリアパスの見直しが、全体計画に先行して進んだが、令和7年度は本格的に計画本体の策定作業を進める。

各事業所から様々な形で新規の取り組み案が出されており、大規模計画とは別に可能なものから着手していく。特に工賃向上と社会参加を意図した従たる事業所づくりと、地域で「集う」場づくりの提案は、法人や事業所のタイムリーな課題であり、事務局移転と合わせて協議を進める。

さいたま市地域生活支援拠点は、岩槻区だけで約30事業所が登録し、目指すべき仕組みの検討が始まった。今後も法人事業所のそれぞれの強みを生かした機能強化を図っていくとともに、地域の関係機関との連携を推し進め、制度の隙間を埋めるネットワークを作っていく。

本年度は、地域で暮らす障害のある人のニーズを軸にした新規事業など、積極的に支援サービスを生み出す「クリエイティブさ」をテーマとした1年としていきたい。

これらを踏まえて、令和7年度に重点的に取り組む事項を以下の通りとする。

## 【法人重点事項】

- I 全職員の権利擁護の学びなおし
- II 意思決定支援の推進と本人が希望する暮らしと働きを実現するための新しい取り組み
- III 目標を持ち達成感が持てる職場づくりと新人事制度（キャリアパス制度）の導入
- IV 地域ネットワークへの参画と地域生活支援拠点の推進
- V 経営戦略、新規事業計画の策定・着手と法人体制の強化
- VI 防災対策および感染症対策の強化

## 【事業内容】

### I 全職員の権利擁護の学びなおし

1. 虐待防止・権利擁護の組織的取り組みの推進
  - ・「虐待防止・検証委員会」の定期開催
  - ・虐待窓口による相談受け付けスキームのブラッシュアップと、その周知を目的とした虐待防止ミニ研修の実施
  - ・積極的な苦情受付、苦情解決委員会の定期開催と他の法人委員会との連携
2. 意識向上の取り組み
  - ・権利擁護委員会によるみんなの権利擁護研修（利用者職員合同研修）の実施
  - ・身体拘束適正化委員会（法人虐待防止・検証委員会）の開催及び研修の実施
  - ・全職員を対象とした虐待防止ミニ研修の実施
  - ・新任研修における権利擁護プログラムへの非常勤職員の参加
  - ・管理職職員の外部研修受講および他法人交流研修等の実施

### II 意思決定支援の推進と本人が希望する暮らしと働きを実現するための新しい取り組み

1. 意思決定支援の実践
  - ・地域移行等意向確認担当者の配置（対象外事業所は努力目標）
  - ・どこでどのように暮らしたいか、利用者の意向の丁寧な聞き取りの実施と、個別支援計画策定会議及びサービス担当者会議等の検討の場への参加促進
  - ・ハイビスカスの会（各事業所自治会の全体会であり法人利用者部会と位置付けている）、事業所自治会の活動など、利用者が意見を言える場づくりの継続
  - ・ハイビスカスの会（法人利用者部会）を発展させた新たな法人運営協議会への移行
  - ・その人の望む暮らしの実現を目指し、地域資源を活用した体験プログラムの作成（ホーム）
  - ・法人運営協議会、法人事業説明会等を活用した利用者家族への情報提供、説明の機会の充実

### III 目標を持ち達成感が持てる職場づくりと新人事制度（キャリアパス制度）の導入

1. 新人事制度の導入
  - ・法人理念を具現化する担い手育成とその道筋を明確にする新人事制度の周知と段階的導入
  - ・法人のめざす理念に基づいた職員個々の達成目標を明確化
  - ・新給与体系の導入と、それにとまなう就業規則・賃金規定等の改訂
  - ・評価者研修の集中的実施（前期）と適切な個別面談の実施
  - ・管理者も含めたジョブローテーションの実施継続

- ・ 社会保険労務士事務所TMCのコンサルテーション活用（月1回）を活用した諸課題（就業規則、賃金規程、育児・介護休業、資格取得支援等）への取り組み
- ・ ハラスメント防止委員会による相談窓口の周知、研修の実施
- ・ ICT技術をシステムや設備、介護支援等も含め活用することを検討

## 2. 風通しの良い法人運営

### (1) 役員改選(6月)

- ・ 役員選任・解任委員会の開催
- ・ 役員改選に向けた準備と役員改選のための理事会・評議員会の適切な実施(6月)

### (2) 評議員会の開催

- ・ 年3回(6月、12月、3月)の評議員会の開催

### (3) 理事会の開催(年3回以上)

- ・ 年4回(6月2回、12月、3月)の理事会の開催

### (4) 運営協議会の運営

- ・ 利用者中心の運営協議会への移行と開催(7月)
- ・ 法人部会(年2回)、利用者部会(年2回)の開催

### (5) 広報の強化

- ・ 業務委託によるホームページのリニューアル
- ・ ホームページ・ブログ・SNSなどを活用した法人情報の公開・発信の活性化
- ・ 障害特性等に配慮したアクセシビリティ向上の取り組み

### (6) ガバナンス強化とコンプライアンス重視に基づく組織運営

- ・ 管理職会議の実施(週1回)
- ・ 事業所運営会議の実施(月1回)
- ・ 法定義務化されている各種会議の管理・運営
- ・ 各種委員会・プロジェクトの開催(随時)
- ・ 事業所における事務・経理の強化とチェック機能の強化

### (6) 家族との連携

- ・ 法人運営協議会および利用者代表・家族に向けた法人事業説明会の開催(7月)

### (7) 地域に根差した事業所運営

- ・ 自治会活動、施設行事、地域行事、学校交流等を通じた地元住民との交流

## 3. 財政基盤の安定

- ・ 適正な予算執行(各事業所運営会議等)
- ・ 委託税理士事務所への月次報告・相談(月1回)
- ・ 報酬改定に対応した職員の配置および事業運営の確認(管理職会議、運営会議等)

## 4. 人材確保

- ・ 求人サイト業者、派遣業者等の活用
- ・ 採用、実習受け入れ、広報等、一貫した求人業務の継続・強化
- ・ 法人の人材確保プロジェクトによる広報活動の強化
- ・ 障害者雇用の促進と合理的配慮に基づく職場環境の整備

## 5. 法人委員会および各種プロジェクトの運営

組織については下表(別表①)のとおり

## 6. 人材育成の内容の充実

- ・法人研修委員会等による法人研修の実施および外部研修の計画的な実施(別表②)
- ・実践報告会を通じ、目的や意図をもって実践、探究する土壌を作る
- ・ソーシャルワーク基礎研修の実施
- ・交流研修の積極的な実施(法人内・他法人)

## 7. 公益的取り組みの推進

- ・様々な事情でサービス利用が難しい人の受け入れ
- ・地域ネットワークづくりへの参画と地域の要請に応じた人材の派遣
- ・公的制度だけでは対応できない人への安価な自費サービスの提供(まるみっと)
- ・生活困窮者への生活用品の提供と「彩の国あんしんセーフティネット事業」の継続

## IV 地域ネットワークへの参画と地域生活支援拠点の推進

### 1. 地域連携を深めるネットワークづくり

- ・岩槻区障害者支援地域協議会及び岩槻区顔の見えるネットワーク会議や各部会活動を通じたネットワークづくりと地域連携の推進
- ・当事者が参加できる活動の推進
- ・さいたま市障害者支援施設等連絡会への参加

### 2. 地域生活支援拠点を担うための機能強化

- ・地域福祉の理解を深める機会を増やす
- ・地域生活支援拠点の機能強化を目的とした体制づくりと各事業所への窓口(地域支援ナビゲーター)設置の呼びかけ
- ・各事業所における5つの機能(緊急時の支援、相談、体験の機会、人材育成、地域の体制づくり)の強化と地域連携の強化

### 3. 基幹相談支援センターとしてのささぼしの機能強化

- ・岩槻区障害者支援地域協議会および協議会全体会「顔の見えるネットワーク会議」、各事業テーマ別部会の運営
- ・地域生活支援拠点の推進と、関係機関とのネットワークの推進と地域における体制づくり
- ・障害児相談における地域連携の強化、さいたま市つながる発達支援事業の継続
- ・人材育成への取り組みの推進(相談支援専門員の育成、サービスの向上につながる専門的な研修の企画運営、事業所支援)

## V 経営戦略、新規事業計画の策定・着手と法人体制の強化

### 1. 経営戦略の策定

- ・法人各会議や法人運営協議会による経営戦略に関する協議
- ・福祉充実計画に基づく新規事業計画(新規グループホーム等)の策定

### 2. 法人機能の強化

- ・法人事務局の移転および職員増員

### 3. 事業所の機能強化

- ・利用者の重度化・高齢化、強度行動障害などに対応した日中活動や暮らしの場の検討

- ・ ぽとふ館、まるみっとの一体的運営と居宅介護事業を軸とする在宅支援サービスの強化
- ・ 地域連携推進会議の設置
- ・ 地域の中で誰もが集える場の設置検討
- ・ 工賃向上及び社会参加を意図した、ぽとふ館の従たる事業所の設置検討、準備(1年間)

## VI 防災対策および感染症対策の強化

1. 防災対策の強化と地域連携を進める取り組みの推進
  - ・ さまざまな災害リスクを想定し、各事業所の事業継続計画の見直しアップデート
  - ・ 地域協議会の取り組みにおける合同防災訓練や災害時に備えたアプリの活用等の継続
  - ・ 福祉避難所としての役割の確認と地域との連携を踏まえた訓練の実施
2. 感染症蔓延防止のための対策の強化
  - ・ 各事業所における感染症の蔓延防止のための取り組みの推進
  - ・ 法人内看護師を中心とした感染予防研修、次期に応じた対策の指示
  - ・ 年に1回、法人感染防止委員会にて、事例の検証、対策の検討

### 別表① 法人委員会および各種プロジェクト

委員会		苦情解決委員会	設置義務	苦情受付対応・検証
		虐待防止・検証委員会 (身体拘束適正化委員会を兼ねる)	設置義務	虐待等受付対応・検証、身体拘束マニュアル
		ハラスメント対策委員会	設置義務	ハラスメント受付対応・検証 第三者窓口設置
		権利擁護委員会	設置義務	権利擁護研修・予防のための取り組み・ 利用者の意見聴取
		広報委員会		広報紙・ホームページ・SNS
		研修委員会		新任研修等研修計画・各種法人内研修
		防災委員会	設置義務	防災計画・BCP作成
	R5 設置	感染防止委員会	設置義務	感染防止研修・BCP・シミュレーション 訓練
プロジェクト		人材確保プロジェクト		ささの会PR活動・人材確保に関する企画
		さいたま市余暇支援講座プロジェクト	さいたま市 委託事業	余暇支援講座計画作成・運営
	R7 新 体制	ICTプロジェクト		ICTを活用できる職員育成・現場への 導入・支援
	R6	経営戦略・新規事業プロジェクト		経営戦略・5ヵ年計画に基づく新規事業 の計画づくり

別表② 法人内研修

	対象	研修	担当	テーマ・内容
法人研修	新任 非常勤	新任研修	事業所・研修委員会	法人沿革・規則・基礎マナー・障害の理解等 非常勤職員も対象とする
	管理職等	管理職・主任・リーダー研修	拡大管理職会議	法人理念や方針・リーダーとして必要な知識・スキル・制度
	一般	実践報告会	研修委員会	法人内事業所からの実践・研究報告会、
	一般 利用者	みんなの権利擁護研修 職員向け虐待防止研修	権利擁護委員会 研修委員会	利用者と職員が共に学ぶ権利擁護研修 全職員対象 グレーゾーンを意識する
	事業所 全体	虐待防止ミニ研修	虐待防止検証委員会 苦情解決委員会	虐待受付のフローを説明、あわせて苦情受付の流れについても周知 年1回、最低でも2年に1回
	一般	企画研修（意思決定支援等）	事業所・研修委員会	必要に応じて講師を依頼して企画
	任意	地域を知る研修	ささぼし	地域のことを学ぶ場、任意研修
	一般	ハラスメント防止研修(従業員向け)	ハラスメント対策委員会	ハラスメントへの法人の対策・相談窓口の周知
	管理者	ハラスメント防止研修(管理者向け)	ハラスメント対策委員会	管理者等への基礎的研修・メンタルヘルス等労務管理など
	一般 利用者	合同避難訓練・炊き出し訓練	防災委員会・事業所	避難訓練（火災・地震等想定） 事業所における炊き出し等
事業所	一般	安全運転講習	ぼとふ館	安全運転の講習
	一般	感染症予防研修 シミュレーション訓練	各事業所	感染予防対策・訓練
	一般	虐待防止研修・行動規範	各事業所	行動規範読み合わせ・虐待防止に関する研修
	一般	避難訓練・消火訓練	各事業所・(消防署)	
	一般	身体拘束適正化研修	各事業所 身体拘束適正化委員会	身体拘束の適正化について
	一般	救急救命・AED講習	救急講習修了者の指導、各事業所または合同	救急救命・AED使用訓練
		その他	各事業所	

別表③ 外部研修

外部	一般	埼玉県虐待防止・権利擁護研修	埼玉県	A・B・Cコース
	サビ管等	サービス管理責任者等養成研修	埼玉県(法定)	基礎・実践・更新・専門
	相談	相談支援従事者養成研修	埼玉県(法定)	初任者・現任・主任・専門
	管理者	埼玉県権利擁護・虐待防止研修	埼玉県	管理者
	支援職	強度行動障害支援者養成研修	民間指定団体	基礎・実践
	支援職	喀痰吸引等研修	民間指定団体	医療的ケア実施要件
	GH職員	さいたま市グループホーム職員研修	さいたま市	管理者コース
	新任・中堅	新任職員研修・中堅職員研修	埼玉県発達障害福祉協会	新任・中堅
	新任・中堅 管理職	キャリアアップ研修	埼玉県社協	新任・中堅・管理職・専門職等
	中堅	実践交流会	埼玉県発達障害福祉協会	法人実践報告会発表者
	中堅	関東ブロック職員研修	関東地区知的障害福祉協会	中堅・管理職・専門職等
	中堅以上	全国知的障害関係職員研究大会	日本知的障害福祉協会	中堅・管理職・専門職等
	中堅以上	全国部会大会(日中支援部会・障害者支援部会、地域生活支援部会等)	日本知的障害福祉協会	施設種別・管理職向け等
	事務	事務職員等連絡会	埼玉県発達障害福祉協会	事務担当職員
	管理職	全国知的障害関係施設長等会議	日本知的障害福祉協会	管理職等
	管理職 委員会	労務研修(労務管理・ハラスメント等)	TMC、JIC等	委員会・管理職等
	一般	各種部会研修	埼玉県発達障害福祉協会	
	一般	DWAT養成研修	埼玉県社協	DWAT登録要件
	実習担当	社会福祉士実習指導者講習会	民間指定団体	社会福祉士実習
地域協議会関係	一般	岩槻区顔の見えるネットワーク会議	岩槻区障害者支援地域協議会	権利擁護・防災・医療的ケア・障害の理解等
	種別	はたらく部会 勉強会	岩槻区障害者支援地域協議会	日中活動支援
	種別	くらす部会 勉強会	岩槻区障害者支援地域協議会	くらす場の支援
	種別	子ども部会 勉強会	岩槻区障害者支援地域協議会	こどもの支援
	種別	居宅さぼーと部会 勉強会	岩槻区障害者支援地域協議会	居宅の支援
	種別	相談支援連絡会 勉強会	岩槻区障害者支援地域協議会	相談支援
	拠点	岩槻区地域生活支援拠点窓口担当者(地域支援ナビゲーター)会議	岩槻区障害者支援地域協議会	地域生活支援拠点
法人間連携	中堅以上	三法人勉強会	さいたま市、久美愛園、邑元会、ささの会	地域生活支援拠点
	新任 中堅等	四法人合同研修	彩明会、川越にじの会、邑元会、ささの会	新任を中心としたグループ学習・交流
	一般	法人間交流研修	他法人との連携による	見学・実習・交換研修
	任意	朝日塾	社福)久美愛園	社福)久美愛園主催(月1回1年間)事業所推薦